

大町病院診療情報の提供に関する実施要綱の要点

第1条（目的）

患者との信頼関係を構築し、質の高い医療の提供と開かれた病院づくりを目指すため、インフォームド・コンセント及び個人情報保護の理念に沿った診療情報提供手続のあり方を定める。

第2条（用語の定義） （省略）

第3条（提供する診療情報の範囲）

1. 提供する範囲は、次の通りとする。

- (1) 診療録（カルテ）、 (2) 看護記録、 (3) 処方箋、 (4) 検査記録、 (5) エックス線写真、 (6) デジタル情報、 (7) 病院が作成・取得した診療記録、 (8) 診断書又は証明書

第4条（診療情報を提供する対象者）

1. 診療情報の提供を申出ることができる者

- (1) 患者本人
- (2) 患者本人以外の者
 - ① 民法（明治29年法律第89号）に定める成年後見人
 - ② 未成年者の法定代理人
 - ③ 実質的に患者の世話をを行っている親族（患者の配偶者、子及び父母）又はそれ準ずる者。

2. 上記のうち、未成年者の法定代理人及び親族等については、患者が15歳以上で合理的判断ができない場合を除き、当該患者の同意を必要とする。

第5条（患者本人が死亡した場合の特例）

死亡した患者の遺族（死亡した患者本人の配偶者、子及び父母）から提供の申出（診断書又は証明書を除く。）があった場合は、診療記録提供審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を踏まえて可否を決定する

第6条（提供しないことができる診療情報）

1. 次のいずれかに該当する場合、診療記録を提供しないことができる。

- (1) 診療等への悪影響が懸念されるとき。
- (2) 他医療機関などの第三者から得た情報で、第三者の了解が得られないとき。
- (3) 関係者の権利を損なうおそれがあるとき。
- (4) 未成年者の法定代理人による申出がなされた場合で、それぞれ提供することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。
- (5) 提供の申出や態様が、信頼関係構築の目的を逸脱し、濫用と認められるとき。
- (6) その他、正当な理由があると認められるとき。

2. 提供しないことの判断は、画一的ではなく慎重に行う。

第7条（診療記録の提供申出等の受付）

1. 診療記録提供の申出は、「診療記録提供申出書」（様式第1号1、2）又は「文書交付申込書」（様式第9号）により、来院して事務部医事課において行う。

2. 申出者であることを証明する書類を提示し、必要に応じてその写しを提出する。

(1) 申出者が患者本人の場合

- ① 運転免許証、 ② 旅券、 ③ 健康保険の被保険者証、 ④ 年金手帳
- ⑤ その他、身分が特定される書類等

(2) 申出者が患者本人以外の場合

- ① 全号各号に定めるいずれかの書類等、 ② 戸籍謄本、 ③ 成年後見審判書又は成年後見されていることが分かる登記事項証明書、 ④ 実質的に患者本人の世話を行なっていることが分かる書類、 ⑤ 患者本人の同意書

3. 申出者の確認は、前項に定める書類により医事課で行なう。ただし、院長が自ら判断する必要がある場合は、この限りではない。

第8条（診療記録の提供方法）

1. 「申出書」の受付日の翌日から14日以内（やむを得ない理由がある場合は、30日以内）に提供の可否を決定し、「診療記録の提供のお知らせ」（様式第4号）又は「診療記録の非提供のお知らせ」（様式第5号）により、申出者に通知する。
2. 提供可否を決定する際は、「診療記録の提供に関する意見照会・回答票」（様式第2号）により、担当医の意見を聴くとともに、必要に応じて委員会に意見を求める。
3. 提供の申出があった診療記録に他の医療機関で作成した内容が含まれている場合は、「診療記録の提供に関する照会書」（様式第3号の1）により当該医療機関に照会し、「診療記録の提供照会に関する回答書」（様式第3号の2）により意見を求める。
5. 診療記録の提供方法は、「閲覧」、「閲覧及び複写物の提供」、又は診療記録に代わる「要約書」（様式第6号）の交付によるものとする。
6. 診療情報の提供に係る一切の手続が終了したときは、当該事務の担当者は「診療記録の提供に係る手続終了報告書」（様式第8号）により院長に報告する。

第9条（診療情報の提供に必要な費用）

1. 閲覧及び要約書の交付については無料とし、要約書を作成するに当たり特別な費用が伴う場合には申出者の同意を得て、その実費額を徴収する。
2. 複写物を提供する場合は、「診療記録の写しの交付引渡書」（様式第7号）により申出者に通知し、複写に要した実費額を徴収する。

第10条（診療記録提供審査委員会の設置と運営）

1. 委員会は、大町病院倫理審査委員会委員のうち1号委員である者、事務長、技術診療部長、総務課長、医事課長又は医事係長をもって構成する。
2. 委員会に委員長を置き、院長が指名する委員をもって充てる。
3. 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
4. 委員会の庶務は、事務部医事課において処理する。

第11条（その他）

1. 診療情報の提供に必要な知識及びコミュニケーション技術に関する教育の充実を図る。
2. 必要に応じ、適宜、この要綱の見直しを行う。

附 則

1. この要綱は、平成25年10月5日から施行する。
2. 本要綱により提供の対象となる診療情報に係る記録は、平成16年4月1日以降になされた診療につき、同日以降に本院において作成又は取得されたものとする。